

豊中市伊丹市クリーンランド

ペットボトル水平リサイクル業務仕様書

豊中市・伊丹市・豊中市伊丹市クリーンランド

1. 業務名

豊中市伊丹市クリーンランドペットボトル水平リサイクル業務

2. 業務の目的

豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）及び構成市である豊中市並びに伊丹市の三者（以下「三者」という。）は、それぞれの「一般廃棄物処理基本計画」、「地球温暖化対策実行計画」等に基づき、市民・市民活動団体などの多様な主体との連携・協働のもと、「循環型社会」及び「低炭素社会」の取組みを進めています。

また、暮らしに密着した環境問題として、ごみの減量や資源化、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の定着と推進により、更なる持続可能な資源循環が求められています。

ペットボトルの水平リサイクルの取組みは、新たな石油資源の使用削減やCO₂の排出抑制など、三者が目指す「循環型社会づくり」に有効であり、限りある資源を有効活用するため、半永久的にペットボトルをペットボトルに再生する「ボトル to ボトルリサイクル」が実現可能な水平リサイクルを導入するものです。

なお、導入にあたっては、事業者の持つ幅広い経験や知見を活用した市民や未来を担う子どもたちへの環境学習、市民意識の向上へ繋げる取組みも、その効果として期待しています。

上記取組みを果たすための事業者との協定締結にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により最優秀提案者（協定予定者）の選定を行い、三者と協定を締結のうえ、ペットボトルの水平リサイクル等を実施することを目的とします。

3. 業務実施期間

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

ただし、三者又は協定企業のいずれかから、申し出があった場合には、協議のうえ、この協定を解除できるものとする。

4. 業務場所

豊中市伊丹市クリーンランド リサイクルプラザ 住所：豊中市原田西町2-2-2

5. 業務内容

(1) 豊中市及び伊丹市で収集した使用済みペットボトルの搬出及び再商品化

1) 引渡品について

豊中市及び伊丹市から収集されたペットボトルを、中間処理（選別・減容・圧縮・梱包）した使用済みペットボトルベール品

2) 年間予定数量

約125トン（初年度）

※2年次からの予定数量は毎年のクリーンランドへの搬入計画に伴い三者で決定する。

3) 売却量決定方法

引渡しの都度、クリーンランド計量器により空車重量と積載重量を計量し、積載重量から空車重量を差引いた重量をもって売却量を決定する。（パレットは使用せず、専用フォーク

リフトでの搬出とする)

4) ペットボトルベール品寸法等

ア) 寸 法 : 長さ 110 c m × 高さ 80 c m × 奥行 110 c m

※目安であり保証値ではありません

イ) 結 束 材 : PP バンド

ウ) 保管状況 : ペットボトル搬出ヤードに 3 段の状態での保管

5) 品質 : 令和 5 年度ペットボトル分別基準適合物品質検査 判定 A ランク

令和 4 年度ペットボトル分別基準適合物品質検査 判定 A ランク

※本業務で引き渡すベール品は、キャップ、ラベルを含む場合がある。

6) 引渡品の収集及び中間処理の状況について

ア) 引渡品は、豊中市及び伊丹市から排出された使用済みペットボトルを対象とする。

イ) 中間処理は、収集後に破袋、手選別を行った後、圧縮梱包機にて減容・圧縮・梱包したものを PP バンドで結束し、ベール化している。

7) 現地及びベール品確認

圧縮梱包施設における中間処理の状況、使用済みペットボトルの現物、ベール品の現地での確認を希望する場合は、事務局までその旨を連絡すること。

(2) その他の業務

1) 本事業に関する周知や、その他ペットボトルリサイクルに関する啓発

2) 両市市民への環境学習や市民意識向上に繋げる取組み

3) その他、企画提案書で提案のあった事業の実施

6. リサイクル水準

(1) 日本国内においてペットボトルの水平リサイクルを実施すること。

(2) ペットボトルベール品の運搬、再生樹脂生産、ペットボトル形成、製品化に至る一連の工程で、生活環境に悪影響を与えず、持続可能な体制で国内資源循環を図るペットボトル水平リサイクルのルートを構築すること。

(3) 熱や電気の使用によるプロセスコストを抑え、石油由来のペットボトルと比較し生産過程で排出される二酸化炭素排出量を低減すること。

(4) 適切な製造品管理を行い、ペットボトル用途として資源循環させること。また、再商品化されたペットボトルは一定の品質が保証されていること。

(5) 歩留まりや残渣について、他用途への再生ルートや廃棄物として適切に処理するルートを確保すること。

7. 売却単価【物品売却契約（単価契約）】

本件における提案金額（1 トンあたりの単価・消費税及び地方消費税込み）は、売却単価決定直前の公益財団法人日本容器包装リサイクル協会におけるクリーンランドペットボトル落札価格を上回る金額を条件とすることとし、積算根拠（算出方法）を明記すること。

売却代金は、事業者が引き取った総量に売却単価を乗じて得た金額とし、1 円未満は切り捨てる。

※税率変更後は変更後の税率とする。

※単価については、半期（4～9 月、10 月～3 月）毎に更新するものとする。

8. 引渡し及び積込方法

(1) 引渡し方法及び場所

引渡し方法は、ストックヤードからの置場渡しとする。

クリーンランド リサイクルプラザ スtockヤード (豊中市原田西町2-2-2)

(2) 運搬車両

運搬車両は、事業者が調達するものとし、容易にペットボトル・ボール品の積込み作業ができる車両とし、計量器で計量可能な車両に限る。

積込みは、事業者が行うものとし、クリーンランドが準備する積込車両(フォークリフト)を使用できるものとする。

また、運搬にあたっては、飛散防止等必要な措置を講じ、関係法令を遵守すること。過積載等の違反行為を禁ずる。なお、停車時には、アイドリングストップを実施するなど、環境に配慮した運転に努めること。

9. 引取日時

(1) 引取日時は、クリーンランドと協議のうえ、決定することとする。

(2) 事業者は、クリーンランドと調整のうえ、原則として引取予定日には必ず引取りを行うこと。

10. 売却代金の支払い

クリーンランドが使用済みペットボトルの引渡し量を集計した結果、発行する納付書により指定期日までに支払うこと。

11. その他

(1) 事業者は、業務開始にあたり、作業の詳細な実施内容や作業の進め方、責任の考え方、役割分担をクリーンランドと協議のうえ、決定すること。

(2) 本業務の履行にあたっては、関係法令及びクリーンランドの条例、規則、要綱、方針等に違反しないよう履行するとともに、履行上必要な関係官公庁、法人等に対する申請、届出等一切の手続きを遅滞なく行うこと。また、本業務遂行にあたり発生した事故及び損害等については、協定予定者の負担とし、クリーンランドは一切の責任を負わない。

(3) 毎月5日(休日の場合は翌日)までに、前月の搬出量報告書をクリーンランドへ提出すること。

(4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要性が認められた場合は、速やかにクリーンランドと事業者で協議のうえ定めるものとする。

12. 事務局(問い合わせ先)

〒561-0806 大阪府豊中市原田西町2番1号

豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課 担当: 林田、池田(純)

TEL: 06-6841-5394

FAX: 06-6845-6194

E-mail: clean.saishigen@toyotami-cleanland.jp